

住民説明会（第3回）

日時：平成27年4月14日（火）18：30～20：30

場所：コミュニティプラザ平野

（司会）

大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから特別区設置協定書についての住民説明会を開催いたします。開催にあたりまして、大阪府市大都市局長の山口よりご挨拶申し上げます。

（山口大阪府市大都市局長）

皆様、こんばんは。大阪府市大都市局長の山口でございます。失礼して、この場からご挨拶をさせていただきます。本日は、本当にお忙しい中、また、お足下が悪い中、特別区設置協定書についての説明会にお越しいただき、本当にありがとうございます。また、平素から大阪市政の推進につきまして格別のご協力を賜っておりますことに対しましても、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

この説明会は先月、3月13日に大阪市会、3月17日に大阪府議会で特別区設置協定書が承認をされまして、来る5月17日に大阪市における特別区の設置についての住民投票が行われます。このことから、法律名は「大都市地域における特別区の設置に関する法律」というような法律なんですけれども、この法律に基づきまして、大阪市長が説明をさせていただきます。

したがって、本日は後ほど橋下市長も直接皆様にご説明をさせていただく予定でございますが、その前にまず、我々事務局のほうから皆様にお配りをいたしておりますパンフレット、これに基づきまして特別区設置協定書の内容、いわゆる新しい大都市制度の内容について説明をさせていただきたいというふうに考えております。

ただ、最初におことわりを申し上げなければならないんですが、この特別区設置協定書に記載している内容、これについては、例えば「住民サービスがこのようになります」とか、あるいは「まちづくりをこのように進めます」とか、いわゆる将来計画といわれるような、そのような内容のものではございません。

この特別区設置協定書は、この住民サービスをどうしていくのか、あるいは、まちづくりをどうしていくのか、それを決める自治体、すなわち役所の仕組みをどのようにしていくのか。そういうことを記載している内容のものでございます。

具体的には、現在の人口270万人の政令市である大阪市を35万人から70万人の5つの特別区といたしまして、皆さんに選ばれた公選の区長・区議会を設けること。それと、今まで大阪市と大阪府で両方、広域行政といわれる仕事の分野があるんですが、その両方が担ってきた広域行政といわれる分野を大阪府に一元化すること。いわゆる、本当に自治

の仕組みそのものをどうするかということなんですけれども、これから皆さんにサービスを提供する役所がどういうものか、こういうことを示しているのが協定書でございます。

そういう意味では、今までないものですし、非常になじみのない行政用語もたくさん出てまいります。ご理解をいただくところが、部分的に本当にわかりにくいところもあるかと思っておりますけれども、本日は2時間という限られた時間ではございますが、皆様方の住民投票に際してのご判断の一助となるよう、できる限りわかりやすい説明に、我々努めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、種々の都合により我々壇上からの説明になること、また、入場の際に金属探知機で検査をさせていただくなど、たくさんのご不自由・不快な面をお持ちかと思っておりますけれども、そのことに対して深くお詫びを申し上げますとともに、来る5月17日の住民投票には、必ず投票に行ってくださいようお願い申し上げます、はじめのご挨拶とさせていただきます。本日は、どうかよろしくお願ひいたします。

(司会)

それでは、本日の出席者をご紹介させていただきます。

事務局からの説明者、府市大都市局の制度企画担当部長の手向でございます。

(手向大阪府市大都市局制度企画担当部長)

手向でございます。よろしくお願ひいたします。

(司会)

事務局からの説明終了後に、橋下市長と藤井平野区長が出席いたします。私は本日の司会進行を務めさせていただきます、同じく大都市局の組織体制担当課長の小林と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

座って失礼します。本日の日程についてご説明いたします。はじめに、説明パンフレットを使いまして事務局から約30分間で説明をさせていただいた後、市長がまいりまして、市長からスライド等を使って協定書に関する説明を行います。その後、会場からの質疑応答ということにしておりまして、終了は20時30分、午後8時30分を予定しておりますので、よろしくご協力のほどお願ひします。

お手元の資料をご確認させていただきます。39ページものの冊子で「特別区設置協定書について(説明パンフレット)」という冊子が1点。A3の用紙1枚ものの両面、「協定書に関する意見」をまとめた資料。それと、A4の1枚もので「皆様へのお願ひ」という記載したものの。この3点でございます。もしお取り忘れの方がいらっしゃいましたら、手を上げていただいて係員にお申し付けください。よろしくお願ひいたします。

続きまして、繰り返しのようになって恐縮でございますけれども、開催にあたってのお願いで

ございます。会場内では、飲食・喫煙はできません。ペットボトルはかばんにしまうようお願いいたします。携帯電話・スマートフォンは電源をお切りいただくか、マナーモードに設定の上、通話をご遠慮ください。お手持ちの傘は必ず椅子の下、お足下に置いていただきますようによくお願いいたします。

本日の住民説明会は、ネット中継用と記録用にビデオカメラで撮影しておりますので、ご了承ください。また、お配りしております「皆様へのお願い」にもお示ししておりますけれども、進行の妨げになるような行為、他の来場者の方々にご迷惑になるような行為はご遠慮いただきますようお願いいたします。注意しても迷惑行為をやめていただけない場合はご退出いただくことがございますので、ご了承ください。限られた時間の中で円滑に説明会を進めるため、皆様のご理解・ご協力が必要でございますので、何卒よろしくお願い申し上げます。それでは、まず説明パンフレットを使いまして、事務局よりご説明申し上げます。

手向部長、よろしくお願い致します。

(手向大阪府市大都市局制度企画担当部長)

それでは、この説明パンフレットに基づき、協定書について説明いたします。座って説明させていただきます。

まず、3～4ページの所を開いていただきたいと思います。「協定書のイメージ」という部分でございます。左ページの現在の部分の一番左端の所に記載してありますように、国におきましては、大阪市などの大都市における住民自治の拡充や二重行政の問題が今、議論されているところでございます。

具体的に大阪市で言いますと、薄い黄色の部分になりますけれども、1人の市長では270万市民の声にきめ細かくに対応するのは難しく、それぞれの地域の実情を含んだ施策展開よりも、市一律の住民サービスが行われているのが現在の状況でございます。

また、大阪市と大阪府の両方が、広域機能の枠に記載してありますピンク色の部分です、ここがございますような産業・港湾などの事業を、全域に都市化が進んだ狭い大阪府の中でそれぞれ別々に行なっている状況でございます。これを、真ん中から右に記載してありますように、産業・港湾などの広域機能を大阪府に移し、これらの広域機能を大阪府に一元化することで、ページ右の薄い緑の部分ですが、大阪都市圏の広がりを踏まえ、大阪トータルの観点から、大阪の成長、都市の発展などを推し進めていくというものです。

そして、これら広域機能以外にも、住民に身近な福祉や教育などの仕事を担う基礎自治体として、上の部分のオレンジの所でございますが、35万人から70万人の5つの特別区を新たに作ります。これにより、市長に任命された職員区長ではなく、住民に選ばれた5人の区長、区議会の下で住民の声をより身近に聞いて、市一律ではない地域の実情や住民ニーズに応じたサービス提供を行なっていくというものです。これが、これから説明する協定書のベースとなる基本的な考え方でございます。

それでは、順次、特別区設置協定書の内容などについてご説明いたします。

6ページをお開きください。まず、内容のご説明に先立ちまして、基本的な用語の意味として、「特別区」と「特別区設置協定書」について説明し、引き続いて今後のスケジュールをご説明いたします。

まず「特別区とは」をご覧ください。先ほども申し上げましたが、特別区は市民の皆さんによって選挙で選ばれた区長・区議会議員で運営されることになり、自ら税を徴収し、予算を編成して、それぞれの区ごとに独自の施策を行うことができます。

これに対して、現在皆さんのお住まいの区は「行政区」といいますが、区長は市長が任命する職員であり、区ごとに議会はありません。また、自ら税を徴収し、予算を編成するなどの権限も持っておりません。

その下の「協定書とは」という部分をご覧ください。特別区設置協定書は、大都市地域における特別区の設置に関する法律、これに基づきまして、特別区が設置される日、5つの特別区の名称と区域、特別区が担う仕事と大阪府が担う仕事がどうなるかなど、特別区の設置に際して必要となる事項を記載したものでございます。

次に、下段の「今後のスケジュール」についてご説明いたします。特別区設置の賛否を問う住民投票につきましては、5月17日曜日に大阪市民の方を対象に実施されます。この住民投票で、特別区設置についての賛成の票数が有効投票の半数を超える場合、平成29年4月に特別区が設置されることとなります。反対の票数が有効投票の半数以上の場合、特別区は設置されません。

次に、7ページをお開き下さい。「協定書ができるまでの背景・経緯」についてご説明いたします。ページの中ほどの囲みをご覧ください。平成24年4月から、大阪府と大阪市の条例に基づいて、大阪にふさわしい大都市制度推進協議会を設置し、国に先駆けて大阪から大阪にふさわしい大都市制度について議論を行いました。

その下の「参考」をご覧ください。こうした中、平成24年8月には、大都市地域における特別区の設置に関する法律、いわゆる、先ほどから出てまいりましたが、大都市法が制定されました。

ページ真ん中の囲みの部分をご覧ください。この大都市法の規定に基づき、平成25年2月に、大阪府・大阪市特別区設置協議会が設置され、23回にわたって議論を行い、平成27年1月に協定書(案)が取りまとめられました。その後、2月に総務大臣から「協定書(案)について特段の意見はありません」との回答をいただき、3月には、府・市両議会において承認されたところです。

続いて、協定書の具体的な内容についてご説明いたします。

右側のページの8ページの上段をご覧ください。まず、「特別区の設置の日」でございます。先ほど申し上げましたように、住民投票で特別区設置について、賛成の票数が有効投票の半数を超えた場合は、平成29年4月1日に、現在の大阪市域に5つの特別区が設置されることとなります。

続いて、「特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数」についてご説明いたします。ページの真ん中の地図、その下に表がございますので、そこをご覧ください。まず、特別区の名称につきましては、大阪府・大阪市特別区設置協議会において、シンプルでわかりやすい名称ということで、北区、東区、南区、中央区とされたところでございます。なお、湾岸区につきましては、ベイエリア地域としての将来性を考え、湾岸区とされたところでございます。

それぞれの特別区の区域については、特別区設置協議会におきまして、それぞれの区が歩んできた歴史や、住民の皆さんの移動・交流手段となる鉄道網の状況、住民に身近なサービスを将来にわたって安定的に担うに足る人口規模・大きさを備えていくかなどの観点から、それぞれ地図に色分けしたエリアと決定されたところでございます。

なお、住之江区につきましては、咲洲・南港地域は、港湾関連施設との一体性などの観点から湾岸区、それ以外の地域は、町会や小中学校区などの住民のつながりを踏まえ、南区となったところでございます。

次に、本庁舎の位置でございますが、特別区設置協議会において、住民の皆様方からの近さや交通の利便性などの観点から、北区は現在の大阪市役所本庁舎、地図の中の赤い囲みの部分でございます。湾岸区につきましては現在の港区役所、東区は現在建て替え中の城東区役所、南区は現在の阿倍野区役所となったところでございます。中央区につきましては、知事、市長および議員から構成される特別区設置協議会の議論による総合的な判断によって、現在の西成区役所となりました。

各特別区議会の議員定数につきましては、表の中ほどにございますが、現在の大阪市の議員数と同じ86名を、北区が19名、湾岸区が12名、東区が19名、港区が23名、中央区が13名と割り振る形に決まったところでございます。

また、議員報酬につきましては、市条例に規定する報酬額の3割減ということになっております。

最下段の「ひとくちメモ」という欄をご覧ください。現在の24区役所等の扱いを記載しています。現在の24区役所および現在の出張所等は、すべて特別区の本庁舎や支所等として残り、現在の窓口業務などを行うことといたしております。住民の皆様方の利便性が損なわれることはありません。

次に、各区の概要について説明いたします。ページをおめくりいただきまして、9～13ページにかけて各特別区の概要として、先ほどのページと重複いたしますが、それぞれの特別区の区域、本庁舎、区議会議員の定数などを記載しています。引き続き、現在の区役所等は支所等として残ります。また、最下段に主要な統計数値も記載することで、それぞれの区がどのようなものになるかお示ししているところでございます。

9ページの「北区の概要」でまず申しますと、現在の大阪市役所が本庁舎、現在の都島区役所、北区役所、淀川区役所、東淀川区役所、福島区役所、そして現在の東淀川区役所出張所が支所等として残ることになります。

また、北区は、最下段に記載しております主要統計、ピンク色の所でございますが、その中の昼夜間人口比率が153%と、住んでいる方々より通勤などで通っている方々が多いという特性を示しています。また、15～64歳までの生産年齢人口が69.4%と高い数値になっています。さらに、上段の地図からも、都心へのアクセスも充実しており、大阪経済の中核機能を担うビジネス都市としての性格が強い特別区と言えます。

10ページをご覧ください。「湾岸区の概要」に移ります。現在の港区役所が本庁舎でございます。そして、現在の此花区役所、大正区役所、西淀川区役所、そして現在の住之江区役所南港ポートタウンサービスコーナーが支所等として残ることになります。また、湾岸区につきましては、これも下段の主要統計部分をご覧くださいますと、右側の所ですが、工業出荷額が1兆2,000億円と、5区の中で最も大きいものとなっております。上段の地図からも、大きく海に開かれ、国内屈指の国際貿易港である大阪港を有し、西日本の物流拠点としての機能を担っています。こうした工業の集積、高い港湾機能に、ウォーターフロントとしての魅力を兼ね備えた特別区と言えます。

次に11ページをお開きいただきたいと思えます。「東区の概要」でございます。現在、建設中の城東区役所が本庁舎となります。そして、現在の東成区役所、生野区役所、旭区役所、鶴見区役所が支所等として残るということになります。東区は、主要統計の年齢別人口比を見ますと、15歳未満が12.7%、65歳以上が23.6%と、それぞれ高い数値を示して、子育て世帯や高齢者の皆様が多く住む地域であることがわかります。併せて、多くの中小企業が集積した地域でもあり、地域コミュニティに根ざした定住魅力と、多くの中小企業の立地という特性を併せ持った特別区と言えます。

12ページが、平野区が含まれる「南区の概要」ということになりますが、ここは現在の阿倍野区役所が本庁舎となります。そして、現在の南区役所、住吉区役所、東住吉区役所、住之江区役所、そして現在の東住吉区の矢田出張所、平野区役所の加美出張所などが支所等として残ることになります。また、南区は、主要統計の欄で言いますと、年齢別人口比、先ほどと同じで左側の赤い枠の所をご覧くださいますと、東区と同様に15歳未満が12.9%、65歳以上が24.4%とそれぞれ高い数値で、子育て世帯や高齢者の皆様が多く住む地域であることがわかります。併せて、あべのハルカスをはじめ、新しい商業施設や、学生が集う大阪市立大学、住吉大社など歴史のある神社、環濠集落など、歴史と新しいものが融合した都市魅力あふれる定住魅力のある特別区となっております。

次にページめくっていただきまして、13ページでございます。「中央区の概要」で申しますと、現在の西成区役所が本庁舎、現在の中央区役所、西区役所、天王寺区役所、浪速区役所が支所等として残ることになります。中央区につきましては、主要統計の商業販売額、これが18兆8,000億円。5区の中で最も高く、国内においても有数の金額を誇っています。また、昼夜間人口比率が237%と極めて高く、さらに、高等学校、大学などの教育機関が多く立地する、多くの人が集まる西日本屈指のビジネス、商業が盛んな特別区と言えます。

最初に協定書のイメージでご説明いたしました、こうした各区それぞれの特性を踏ま

えて、特別区それぞれの実情や住民ニーズに応じたサービスを、5人の区長・区議会の下で提供していくことになるものでございます。

次に、14ページをご覧ください。「町の名称」についてですが、現在の行政区の名称は、地域の歴史や文化を踏まえ、長年使用されてきたもので、特別区の町名を定めるにあたっては、原則、新たに設置する特別区の名称と現在の町名の間には現在の行政区名を挿入することを考えております。平野区の所属する南区で申しますと、具体的に申しますと、パンフレットには名称、ここには例示という形では挙がっておりませんが、平野区瓜破を南区平野瓜破、阿倍野区文の里を南区阿倍野文の里、住吉区長居を南区住吉長居、東住吉区杭全を南区東住吉杭全、住之江区南港東を南区住之江南港東とすることを考えております。

今後、最下段の「ひとくちメモ」の欄をご覧くださいと思いますが、特別区の設置が決まった場合には、例えば町単位で、現在の町名の前に行政区名を追加するかどうか。これは、市民の皆様のご意見をお聞きして決定してまいります。

続きまして、15ページをご覧ください。特別区と大阪府の事務分担についてご説明いたします。特別区と大阪府が行う事務、これからは仕事という言い方をしますが、この仕事の役割分担を示しております。この仕事の役割分担が特別区のしくみづくりの根本となるものでございます。仕事に応じて、後ほど説明する職員体制、つまり、人をどうするか、特別区と大阪府でどのように税源、つまり、お金を配分し調整するのかなどが決められているところでございます。

まず、「基本的な考え方」をご覧ください。現在、大阪市は、保育や保健所、小中学校など、住民に身近な仕事と併せて、広域交通基盤の整備や成長分野の企業支援などの広域的な仕事も行なっています。この広域的な仕事の部分につきましては、大阪府との間で二重行政の問題といったことがいわれています。これを、広域的な仕事を大阪府に一元化して、国で議論がなされているいわゆる二重行政の問題を解消し、大阪府が大阪全体の成長などに関わる仕事を行うこととします。

そして、特別区では、選挙で選ばれた区長・区議会の下、先ほど説明いたしました、それぞれの区の特色などに応じて、住民に身近なサービスが提供されることとなります。大阪府と特別区で仕事をきっちり分けて、役割分担を明確にするということです。これまで大阪市が大阪府と同様に担ってきた交通基盤整備などの広域的な仕事は、大阪府が担うこととなります。したがって、特別区は住民に身近なサービスを担うこととなり、大阪府と同様の広域的な仕事の負担を負うことはなくなります。現在、大阪市が行なっている仕事は、大阪府と特別区が行うこととなります。その際、大阪市の仕事の引継ぎにあたっては、現在の大阪市のサービス水準は維持されることとなっています。つまり、現在、大阪市が行なっている仕事の担い手が大阪府と特別区に変わりますが、現在の大阪市のサービス水準は変わりません。

事務分担のイメージと事務の内容の所については、後ほどご覧いただきたいと思いますが、ページめくっていただきまして、17ページの「職員の移管」についてご説明させていただきます。

できます。ここでは、特別区と大阪府の職員体制に関する考え方を示しています。

上段枠囲みの「基本的な考え方」に記載しているとおり、特別区と大阪府は、先ほど説明いたしました仕事の役割分担に基づき、それぞれがきっちりサービスを提供できるよう、最適な職員体制を整備します。

中段以下の「職員の移管（イメージ）」をご覧ください。平成 29 年の特別区設置直前の職員数は、大阪市と大阪府を合わせた概数で左下に記載のとおり、77,100 人というふうに見込んでいます。その右の記載ですが、特別区設置当初には、特別区、一部事務組合、大阪府の合計で 77,300 人に増える見込みです。これは、現在の大阪市の職員構成において技能労務職員が非常に多くなっており、特別区の職員体制を整備するにあたり、技能労務職員以外の事務職員などを増員する必要があると見込んでいることによるものです。その後、行政改革などにより、職員の効率化を進め、同じく概数で 75,600 人になると見込んでいるところでございます。

次に右のページの 18 ページですが、「特別区の行政組織（イメージ）」をお示ししております。組織の名称はあくまでもイメージで仮称ですが、5 つの特別区においては、選挙で選ばれた区長の下、危機管理や教育などの部局を備えた行政組織が整備され、地域の実情に応じ、独立した自治体運営がなされることとなります。また、これまでの区役所で担ってきた住民サービスの窓口は、特別区になっても、現在の 24 区役所や現在の出張所等で引き続き行いますので、住民の皆さんの利便性が損なわれることはありません。

ページめくっていただきまして、19 ページをお願いいたします。「税源の配分・財政の調整」についてご説明いたします。まず、上段の水色の部分をご覧くださいと思います。

税源の配分とは、税金の種類ごとに特別区の税金になるのか、大阪府の税金になるのかを決めることです。

財政の調整とは、先ほど説明いたしました仕事の役割分担に応じて、それぞれがきっちりサービスを提供できるよう、必要な財源、これからはお金と言いますが、このお金を特別区と大阪府に分けることです。併せて、各特別区に配るときに、特別区ごとに収入に大きな差が出来ないように調整することです。「基本的な考え方」の所に記載しておりますが、財政調整を行うことで、各特別区で子育て支援や児童相談所など、必要なサービスが提供できるお金を確保し、各特別区間の税収入の格差ができるだけ生じないようにします。これにより、お金の面からもサービスの水準が維持されます。併せて、大阪府には大阪市から移される大阪城公園のような大規模公園や、広域的なまちづくりなどの仕事に応じたお金を配分します。これは、あくまでも市から大阪府に移される仕事に必要なお金が配分されるということであり、大阪市から大阪府にお金だけが移るということではありません。

その下の枠囲みの部分をご覧ください。これら特別区と大阪府に配分するお金は、大阪府の特別会計で管理し、その配分割合は、特別区設置後 3 年間は毎年、その後は概ね 3 年ごとに大阪府・特別区協議会、仮称でございますが、ここで検証します。その際、大阪府が受け取るお金については、大阪市から移される仕事に使われていくかを検証いたします。

「特別区の財源（イメージ）」をご覧ください。皆様から納めていただく税金につきましては、大阪市から大阪府に移した仕事に使用されるものを除き、特別区のサービスに使われることとなります。そのイメージを表にしたものでございます。

次に、21 ページをご覧ください。「大阪市の財産の取扱い」についてご説明いたします。ここでは、市民の皆さんが日ごろから利用している施設をはじめ、現在、大阪市が持っている株式などのさまざまな財産が特別区に引き継がれるのか、大阪府に引き継がれるのかを記載しています。「基本的な考え方」に記載しておりますが、まず、学校や公園など住民サービスを進める上で必要な財産は、先ほど説明いたしました特別区と大阪府の仕事の役割分担に応じて、それぞれ引き継がれることとなります。これまで大阪市が提供してきたサービスを、これからは特別区と大阪府が提供していくこととなります。サービスの提供者が変わるだけで、市民の皆さんが日ごろから利用している施設が使えなくなることはありません。これまでどおり、当然使えます。

次に、株式や大阪市がさまざまな目的のために積み立ててきた基金、いわゆる貯金などにつきましては、大阪府が担う仕事にどうしても必要なものを除き、特別区に承継されることとなります。

その下の枠囲みをご覧ください。例えば高等学校などの財産は大阪府に引き継がれますが、将来それらの大阪府の仕事が終了した場合にその財産をどうするか、その取扱いにつきましては、大阪府・特別区協議会（仮称）で協議します。その際に、もともと市民が築き上げてきた財産であることを十分踏まえて考えていくこととなります。

次に、23 ページをご覧ください。「大阪市の債務の取扱い」についてご説明いたします。ここでは、大阪市がお金を支払う義務、つまり債務をどうするのか記載しています。債務の主なものは大阪市債、いわゆる借金ですが、「基本的な考え方」に記載してありますように、大阪市債は大阪府が引き継ぎ、その返済費用は、仕事の役割分担に応じて大阪府と特別区が負担します。この大阪府と特別区の負担額は、先ほど説明した財政調整などによって、必要なお金が確保されます。これにより、これまでの債務は確実に返済されます。

続きまして、その右側のページの 24 ページをご覧ください。「一部事務組合、機関等の共同設置」についてご説明いたします。上段の水色の部分ですが、一部事務組合、機関等の共同設置とは、5つの特別区が連携して効果的・効率的に仕事を行う仕組みのことです。一部事務組合につきましては、5つの特別区の区長や区議会議員がメンバーとなって運営されるものでございます。こうした仕組みを使いまして、大阪府内でも31の一部事務組合がさまざまな仕事を行なっておりまして、長年にわたって安定的な運営がされているものでございます。

ページ中ほどの薄いグリーンの部分をご覧ください。今回、5つの特別区が一緒になって作る一部事務組合が行う仕事は、平成30年に都道府県に移す関係法案が国会で議論されており、国民健康保険事業や、1つに集約して処理するほうが効率的なコンピュータシステム、そして、中央体育館の管理などです。あくまでも特別区が担う仕事は、

各特別区において行うことが原則であり、一部事務組合で行う仕事は、特別区のすべての仕事のうち約7%だけという状況でございます。

次に、25 ページをお開きいただきたいと思います。「大阪府・特別区協議会（仮称）」についてご説明いたします。大阪府・特別区協議会とは、大阪府と特別区が、特別区において必要な住民サービスを提供できるよう話し合う場でございます。

中段の所に「大阪府・特別区協議会（仮称）のすがた」という部分がございます。東京にも同様の協議会がございますが、メンバーは東京都知事、副知事、都職員に23区長の中から選ばれた8人の区長というように東京の方はなっております。これを大阪では、大阪府知事と5つの特別区のすべての区長を基本メンバーといたします。そして、これまで説明してまいりました特別区の仕事に必要なお金の確保・配分や、大阪府が引き継ぐ財産について大阪府の仕事が終了した場合にどう取り扱っていくのかなど、特別区にとって大事な部分について話し合うこととしております。併せて、これも東京にはない仕組みですが、スムーズな調整を図るため、有識者などで構成する第三者機関を設けることとしております。

続きまして、右側の26 ページをご覧くださいと思います。「各特別区の長期財政推計 [粗い試算]」についてご説明いたします。

上段の「推計の目的・位置づけ・まとめ」の部分をご覧ください。この財政推計は、現在の大阪市のサービスを前提に、特別区を設置した場合に、5つの特別区それぞれの財政運営が可能かどうかを検証するために作成したものでございます。この推計は、税収の伸び率など一定の前提条件を設けた上で行なった粗い試算でありますことから、それぞれの数値については相当の幅を持って見ていただくという必要がございますが、推計結果からは特別区の財政運営は十分可能ということになっております。

その下の枠囲みの部分に記載しておりますが、特別区全体を合わせた推計は、下のグラフにあるとおりでございます。財源活用可能額、これは使うことができるお金の額という意味ですが、それが徐々に拡大して、平成45年度には約292億円、29～45年度までの累計では約2,762億円となる見込みでございます。この財源活用可能額を利用して、各特別区は今までの仕事を拡充したり、サービス水準を良くしたり、住民の皆さんが必要としている新しいサービスを行うことができます。

次の27～29ページまでは、5つの特別区それぞれの財政推計を示しています。後ほどご覧くださいと思います。

最後に、31 ページ、32 ページをご覧くださいと思います。ここには、皆さんからよくいただく質問とそれに対する答えを載せております。よくある質問といたしましては、「特別区になっても住民サービスは維持されるの?」、「これまで納めていた税金や水道料金などは高くなるの?」、「これまでの地域のコミュニティや地域の行事などはなくなるの?」、「今ある区役所がなくなるの?」、「町名は変更になるの?」、「運転免許証や国民健康保険証などの住所変更の手続きをしないといけないの?」、「特別区の設置後に、区名や

町名を変更することはできるの？」、「大阪府は大阪都に名称が変更になるの？」が挙げられます。

こういった質問に対して、それぞれ回答を記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

(司会)

ここで市長と平野区長がまいりましたので、ご紹介します。橋下徹大阪市長でございます。藤井清美平野区長でございます。それでは、市長より協定書の内容等につきましてご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

(橋下市長)

すみません、今日はお忙しいところをお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。まず最初に、この説明する僕の立場について少しお話をさせてください。と言いますのも、ちょっともうメディアのほうで、またトンチンカンな解説をしています。これは大阪市長という立場ですが、あまりにもひどいので、ちょっと番組名と個別名出させてもらいますが、MBSの『ちちんぷいぷい』という番組で、石田さんというコメンテーターが全くトンチンカンなことを言ってましたので、ちょっとこの僕の立場をまず説明させてもらって、また、皆さんがそれについていろいろご意見あるかと思えますから、まず説明させてもらいます。

この石田コメンテーターは、本当に勉強も何もしてないんだなというふうにつくづく思ったんですが、この中立公平ということばかり、このMBS『ちちんぷいぷい』で言っていますけれども、今回の説明会は、ここで賛成・反対の呼びかけはしちゃいけないと。これがルールです。賛成・反対の呼びかけはしちゃいけない。

ただし、僕自身の考え、特にこの特別区設置、いわゆる大阪都構想について、なぜこれを提案したのかというその背景は、これはしっかり説明しないと皆さんご理解できないと思います。と言いますのは、あくまでもこの特別区設置、いわゆる大阪都構想というのは、ある目的を達成するための手段、方法なんです。目的がまずわからないと、この手段のところをずっと今、大都市局に説明をさせてもらいましたが、「一体これ、何のためにやるの？」というところがわからないと、皆さんは判断しようがありません。

今、大都市局に説明をさせたのは目的ではありません。その方法について、中身について、こう説明させてもらいました。じゃあ、一体、何のためにこれをやるのかという、その目的と、それから、今、説明をさせた方法。この2つを聞いてもらって、まず、その目的が正しいのかどうなのか。そもそも目的が間違ってるということであれば、この特別区設置、いわゆる大阪都構想というのは、もうそもそもだめですね。目的がもう間違ってるということであれば。

次、目的が仮に正しいということであっても、方法として、今、説明をしたこの特別区設置というものがふさわしいのか、どうなのか。まさに、ここもまた、皆さんに判断をしていただかなければいけません。ですから、目的と方法と併せて皆さんに聞いていただいて、まず、目的が正しいのかどうなのか。目的が正しいとして、その目的を達成する方法として、この特別区設置というものがふさわしいのか。

この点について皆さんに考えていただきたいと思いますから、中立公平と言って、あくまでもこのパンフレットの中身だけを機械的に読むだけがこの説明会の趣旨ではありません。また、賛成・反対の意見を同分量で僕が皆さんに紹介するという立場でもありませんので、そこをまずしっかりとご理解いただいた上で、今から、なぜこの特別区設置、いわゆる大阪都構想というものを提案したその目的について、まず、この背景について説明をさせていただきます。そして、その背景について、本当にこの方法がふさわしいのかどうなのか、まさに皆さんに考えていただきたいと思っております。

まず、この特別区設置、いわゆる大阪都構想、これを打ち出した背景は、僕自身が大阪府知事、大阪市長を経験したところ、「この今の大阪における大阪府庁、大阪市役所という役所、仕事の整理ができてないな」という点。それから、「皆さんの声を十分に汲み上げる役所になってるのかな？」という点。ここにもものすごい疑問を持って、やっぱり役所を作り直さないといけないなという、その問題意識から、この特別区設置、いわゆる大阪都構想というものを提案をしたわけです。

ですから、この大阪府庁・大阪市役所、まさに皆さんがお住まいのこの大阪の役所ですね、大阪府庁・大阪市役所の仕事の整理をつけようという、仕事を整理しようという目的。それから、皆さんの声をしっかり汲み取るような役所にしようという目的。ここの目的自体が、「いやいや、もうそんなこと違うよ。おまえが言ってることは全然違うよ」ということであれば、もうこれは特別区設置、大阪都構想は反対ということになると思います。

じゃあ、「大阪府庁・大阪市役所の仕事の整理がついてないな」というところは、先ほどいろいろと説明を大都市局からしましたけれども、その仕事の整理がついていないということで、例えばこういう二重行政というものが生じて、こういうところに非常に問題意識を持ったわけです。大阪府、大阪市、それぞれが同じようなことをこのようにやっていると。仕事の整理がついてないなと。

それから、これ、今あるものについてですけども、将来もこういう危険性といいますか、こういう同じことをやる、そういうリスクといいますか、危険性というものはずっと続いていくと。ですから、これを何とか止めたい。止めなきゃいけないというのが、まず僕の問題意識の1つです。

「このまま2つ、こういうものがずっと続いてもいいよ」という人は、別に、この特別区設置、大阪都構想に賛成という立場にはならないでしょうね。この2つ、「こういう状態をずっとこれからも続けてもいいよ」という人は反対になるでしょうし、「いや、こういうような状態というものは良くないよね」と。何も、今あるものを全部整理するということ

ではなくて、今後もこういうことが起こり得る、そういうことを放置といいますか、「こうすることがいい」と考えるのか、「いや、これはだめだ」と考えるのか。こういう同じことが続くことをやめようという思いで、僕は何とか大阪府庁・大阪市役所の仕事を整理しようというふうに考えました。

それから次、事業のほうも、これは大阪市がこれまでやってきた数々のうまくいかなかった仕事の例です。金額も、すごい金額になってます。こちらは皆さんご存知の高層ビル、まあ後、ビルですね。大きな建物。こちらの事業がうまく行かなくなって、裁判所の手続きに入ったものとか。こちらは不動産事業です。これは大阪市が手掛けてきて、うまくいかなかった事業を列挙しております。

こういう所にオーク 200 には港区弁天町の駅前にあるこの不動産の事業については、失敗したわけではなくて、銀行のほうから訴えられまして、この間、裁判で和解で終わりました。金額は 650 億円払うことになりました。皆さんの税金で、です。10 年間で払いますから、1 年 65 億円ずつ、今後も払っていきます。

こちらは交通局のほうの会計ではあるんですけども、こちらです、オスカードリーム。交通局の会計ではあるんですが、これも失敗して破綻をしまして、事業費 225 億円かけましたが、この間、民間事業者がこの建物を売って、落札価格が 8 億円となっております。225 億円で建てた物が、落札価格 8 億円になってます。それに限らず、これ、交通局の負担ではあるんですけども、285 億円、この間、一括で銀行に支払ったところです。

こういうことを僕は非常に問題視をしております。大阪府庁のほうも、何も大阪府庁のほうだけが立派だということではありません。大阪府庁の方も、数々、この金額見てください。さまざまな、こういう、うまくいかなかった事業、こういうものがあると。

大阪都構想というものは、大阪府庁・大阪市役所トータルでもう一回作り直して、良い役所にしていこうという考え方でありまして、決して大阪市役所だけが悪いとか、そういう前提ではありません。大阪府庁・大阪市役所、両方をトータルで良くしていこうと。仕事の整理をきちっとやって、住民の声をしっかり聞けるような役所にしていこうと。そういう目的なんですけど、問題意識としては、こういうことを、これを何とかしたいという問題意識です。

先ほど説明にあったと思うんですけど、これも問題意識の 1 つなんですけど、パンフレットの 3 ページをお願いします。3 ページです。図の所です。3 ページの左側。こちらのプロジェクターでも結構です。3 ページの左側ですから、同じものを出してます。

これが今の、現状の大阪市役所と大阪府庁の仕事の状態でありまして、整理がついていないということは、先ほど大都市局から説明させましたけども、大阪市役所というものは、このように保健医療、福祉、教育、ゴミ処理、商店街など、この基礎自治機能というものは、普段の皆さんの日常生活をサポートさせてもらう仕事です。皆さんが通常抱く市役所の仕事です。それと同時に、ここに広域機能というものがありまして、産業、卸売市場、地下鉄、バス、港湾、大学、病院と、これが普通の市役所の仕事と違って、大阪全体に関

わる仕事であるわけです。

大阪市役所というものは、通常の市役所、皆さんがイメージされる市役所の仕事と同時に、大阪全体に関わるような仕事も、両方やってるような状況になってます。

一方、大阪府は、これはもう皆さんおわかりのとおり、当然、大阪全体に関わる仕事。産業、卸売市場、モノレール、港湾、大学、病院ということになって、ここを見ていただきたいんですが、このピンク色の部分です。同じ仕事なんです。大阪市役所がやってるこのピンク色の仕事と、大阪府庁がやってるこのピンク色の仕事、両方とも大阪全体に関わる仕事で、こういう形で、大阪市役所も大阪全体の仕事をやってる、大阪府庁も大阪全体の仕事をやってるということで、ここが二重行政になっていると。ですから、ここを整理しましょうと。大阪市役所が持っているこのピンク色の部分、大阪全体に関わる仕事は、もう大阪府庁のほうに移しましょうということです。

で、こういう形なんです。ここ、書いてるように、産業・卸売市場・地下鉄・バス・モノレール・港湾・大学・病院・消防・救急。大阪全体で関わるこのピンク色の2つの部分を合わせたものを、今度はもう大阪府庁のほうに全部、「もう、その仕事は大阪府庁に全部任せましょう」ということにして、これで二重行政はもうなくなるだろうと考えたのが、いわゆる大阪都構想です。

じゃあ、さっき、いろんな事業の失敗をやってものすごい金額、いろいろ失敗してきました。あれはどう考えるのかと言いますと、もうこの大阪市役所、いわゆる住民の皆さんの日常生活をサポートする、皆さんが通常、市役所の仕事としてイメージする、もうそういう仕事に集中してもらおうということにしてるわけです、このいわゆる特別区設置、大阪都構想というのは。

ああいういろんな無駄な事業がこれまで立て続けにありましたから、こちらの大阪市役所の仕事はこちらの日常生活、まさに保健医療・福祉・教育・ごみ処理・商店街、まあ、医療・福祉・教育、こういう仕事に集中してもらおうことで、こうなりますね。住民に身近な仕事に集中してもらい、さらに、後で説明しますが、大阪市役所1つで260万人の住民の皆さんのサポートをするということでは、皆さんの声を十分に聞き取れないということで、大阪市役所を5つに分けて、新しい特別区というものを置いて、それぞれ選挙で選ばれた区長を置いて、住民の皆さんの声をもっと汲み取りやすい役所にしようと考えたのが大阪都構想ということです。

ですから、まず問題意識、先ほど1つ目言いましたけど、二重行政を何とかなくしたいという思い、それから、今までやってきた数々の事業の失敗、ああいうことは何とかもうなくしたいという思いから、じゃあ、その方法として、大阪市役所と大阪府庁の仕事の整理をやる。大阪市役所が今までやっていた大阪全体に関わる仕事は、もうこれは大阪府庁のほうに全部お任せして、大阪市役所と大阪府庁が同じ仕事をするようなことはしないようにする。これで二重行政がなくなるのではないかな。

それから、数々のあの何百億円、何千億円の事業の失敗。もうああいうこともなくすた

めに、大阪市役所のほうは、今後は医療・福祉・教育のほうに仕事を集中してもらおうという、まさに仕事の整理をまずしようというのが、この特別区設置、いわゆる大阪都構想の話です。

大阪市役所と大阪府庁の仕事の整理をしましょう。大阪市役所が住民に身近な仕事と大阪全体に関わる仕事を2つ持ってたので、大阪全体に関わる仕事はもう大阪府庁のほうに移してしまう。そして、大阪市役所はもう、住民に身近なサービスといいますか、皆さんの日常生活をサポートする、そういう役所に集中していきましょうということで、「仕事の整理をしましょう」ということなんです。これは僕の問題意識と、その解決方法です。

それから、問題意識2つ目の方なんですけど、これは大阪の発展といいますか、活性化をこれからどうやっていくかということを考えてときに、大阪府知事、大阪市長の経験として、今の大阪府庁と大阪市役所が、それぞれ2つの組織でいろんな活性化策をやってもだめだろうというのが、これは僕の問題意識です。

この大阪都構想というものの考え方は、大阪市民の皆さんは大阪府民でもあるわけですから、大阪を活性化させるためには、大阪全体を活性化させていかなきゃいけない。大阪全体をです。その大阪全体を活性化させるための役所はどうあるべきかということです。

今は大阪府庁と大阪市役所という2つの役所があるので、何かやるときにはこの2つの役所で話し合うとか、協議をするとか、調整をするというようなやり方をやっていますが、僕の考え方は、もうそれは、大阪全体に関わる仕事は、これはもう先ほども言いました。二重行政をなくすという話で先ほども言いましたけども、大阪全体に関わる仕事は全部もう大阪府庁にゆだねてしまったほうが大阪のためになるんじゃないかという考え方から、今回の特別区設置、いわゆる大阪都構想というものを打ち出したところなんです。

これは例えばなんですけれども、大阪府知事をやって、大阪市長をやって、大阪が元気になる、大阪が活性化する、どうしたらいいか。これを日々いろいろ考えてるわけです。

例えばなんですけれども、8番。資料ではありません。こちらのほう、パネルだけしかありません。これなんか大阪の会社の数なんですけど、ドーンと減ってきてしまって、何とか大阪の会社、大阪にどんどん会社も来てもらわなきゃいけない。そういうことも日々考えてるわけです。

それから、外国人観光客、9番。これから人口減少社会で、大阪もほっといてどんどん人口が増えていくような、そういう状況ではありません。かろうじて大阪市は、まだ人口はちょっと増えてるような所もあるんですけど、爆発的に伸びていくような時代ではありませんから、外国人観光客にどんどん大阪に来てもらって、飲み食い、買う、消費をしてもらおう。実際、大阪市内の黒門市場はじめ道頓堀とかミナミ界限、ドラッグストアもそうですけど、飲食店もすごい今、外国人観光客でにぎわってます。だから、この外国人観光客にどう大阪にたくさん来てもらうのか、そういうことも日々考えているわけです。

10番。実際に外国人観光客の影響もあるのかもわかりませんが、今、大阪はデパートの販売額というものが徐々に増加していますけれども、こういう小売業の売上げというものの

どういうふうにしていけば伸びていくのか、そういうことも僕や松井知事は日々考えてる
ところではあるんです。

11 番。これはホテルの稼働率なんですけど、これも今どんどん大阪のホテルの稼働率、宿
泊客は満杯になってるんですけども、こういうのもどうやってホテルをもっともっと活性
化していくのか、お客さんに泊まりに来てもらうのか、こういうことも考えております。

こういうことを全部考えていきますと、有効求人倍率、12 番。大阪でどんどん仕事が
増えて、これ、有効求人倍率。仕事が増える話なんですけど、当然、仕事が増えれば失業率
は下がっていきます。失業率は下がっていく。こういうことを常に考えるわけです。どう
やったら有効求人倍率が増えるのか、大阪で仕事が増えるのか、で、失業率が下がって
いくのか。また、全体でこういう景気が良くなってくると、地価というものも今、上昇傾向
にあります。

このように、大阪の活性化、経済の活性化、当然それで雇用、仕事も増やす、失業率を
減らしていくという、いろんなことを考えるにあたって、ここで、どの視点でこういうこ
とをいろいろ考えなきゃいけないのか。考え方は2つありまして、大阪市内というものを
中心に考えていく考え方と、それから、いや、もう大阪市内だけじゃなくて、大阪府域全
体でいろんな物事を考えて、この仕事の量を増やす、有効求人倍率を上げるとか、失業率
を下げるとか、外国人観光客を増やすとか、こういう話は大阪全体でやっていく話なのか、
大阪市だけでやっていける話なのか、ここなんです。

僕は、大阪府知事をやった経験からすると、もうこういう話は、今言ったさまざまな経
済の活性化策というものは、大阪全体でやっていくべき話ではないかと、大阪府域全体で
やっていくべき話ではないかと僕は考えております。

と言いますのは、5 番。これは何かと言いますと、大阪府の地図がありますが、この真
ん中の赤い所が大阪市なんです。かつては、この大阪市内の中にいろんな企業とか人が住
んでいましたけど、今どうなってるかというと、青色は事業所、まあ企業だと思ってくだ
さい。会社だと思ってください。これ、大阪市の範囲を越えて、大阪府全体に企業の広が
りが出来てるわけです。

それから、6 番。これは人の移動の状況です。このピンク色の状況で人の移動がなされ
ているということなんですけど、大阪市内だけで人の移動があるのではなくて、もう大阪
市の枠を越えて、大阪府域全体で人が移動していると。企業も大阪府域内にある。人の移動
も大阪府域全体で行なわれている。こういう状況を見たときに、有効求人倍率を上げる、
仕事の量を増やす、失業率を下げる、外国人観光客を呼んでくる、もっと大阪を活性化す
る、そういうことを考えるときに、大阪市という所だけで物事を考えるのではなくて、大
阪府域全体でやっぱり物事を考えていかなきゃいけないんじゃないのか、こういう問題意
識があります。

ですから、大阪府域全体で物事を考えるということであれば、それにふさわしい役所は
何か。それが今回打ち出した特別区設置、いわゆる大阪都構想ということでありまして、

パンフレットの1番。

パンフレットに切り替えられますか。3ページです。

まさに僕がさっき二重行政の話をしましたけれども、大阪市役所も今、大阪全体に関わることをいろいろやってるんですが、大阪市役所と大阪府庁がそれぞれ大阪全体に関わることをやるのではなくて、もう大阪府庁のほうに大阪全体に関わる仕事は全部お任せしてしまうと。これで二重行政もなくなるし、経済活性化策も、すべて大阪全体の成長に関わることは大阪府庁がやるということになって、非常にスピーディーに物事を決めることもできるし、進めることもできるんじゃないかというのが、この特別区設置、いわゆる大阪都構想の考え方であります。

実際に、例えば17番。東京なんかというのは、これ、東京の地下鉄の状況で、13路線中、相互乗入れは10路線。もう東京は乗換えなんかせずに、10路線で地下鉄と私鉄がどんどん相互乗入れしてるわけです。

16番。これは大阪の場合ですけども、大阪の場合には9路線中、相互乗入れは3路線。もちろんこれ、技術的な問題はあります。大阪の場合には、直ちには相互乗入れができないというのは、地下鉄と私鉄のレールの幅が違ったり、電気を取り込むやり方をパンタグラフと、それから第三軌道といいまして、線路の横にもう1つ電気を取り入れるレールみたいなものを走らせて、電気の取り入れ方が違うとか、いろんな技術的な話はあるんですが、ただ、技術的な話はまた将来、それは20年、30年、40年後を考えれば解決できるような話で、要はこういう地下鉄の話なんかも、さっきの人の移動の話も、大阪市内だけで見ていけばいいのか、それとも、やっぱり大阪全体でこういう地下鉄のネットワークというものを考えなければいけないのか。

僕は、やっぱり大阪全体、大阪府域全体で、もうこれからこういう地下鉄のネットワークも考えなければいけない、それはさっき示した人の移動、6番。人の移動は、もう大阪府域にわたって、大阪市内だけじゃなくて大阪全体で人の移動が起こってるので、鉄道のネットワークとかそういうものは全部、やっぱり大阪全体で考えていかないと、大阪全体の発展につながらないんじゃないかと考えております。

そのほか、15番。これは高速道路なんですけども。こっち、東京です。東京は、これは中央環状線というものがこの間、開通しまして、新宿から羽田まで今まで40分かかっていたところが20分で行けるようになりました。そのほか、この東京の高速というものはこういう形で開通している。

一方、大阪の場合、大阪もこの環状線、もう出来つつあるんですが、この赤色の部分がずっと計画が止まってたんです。これはなぜかと言うと、一部分が大阪府が担当、一部分が大阪市が担当ということで、僕と平松前市長、僕が知事の時、平松前市長の時、僕が「何とかこれ、進めましょう」と言ってたんですが、平松市長がなかなか「うん」と言ってくれずに、ずっと進まなかったと。今、僕と松井知事になって、これを進めようということで、今は進めてるんですが、ただ、これ完成するのに二十何年とか、それぐらいの

時間がかかるわけです。

ですから、こういう高速道路の話なんていうのは、もう大阪市じゃなくて大阪府のほうで、「大阪全体のことを考えて判断してくださいね」と。「大阪府庁のほうで判断してくださいよ。そのほうが大阪全体の発展につながるでしょ？」と考えたのが大阪都構想であります。

18番。これは、東京なんかの成田空港、羽田空港。今どんどん、これ、また活性化してきて、飛行機の数もものすごく増えていってます。この空港と都心部、これをどう鉄道で速くつなげるかというのが非常に都市の発展にとっては重要なことなんですけど、東京はすごいですね。成田空港から都心部、もう今、最速36分になりましたから。昔は、成田空港ってすごく遠いイメージがあったんですけど、今、最速で36分。それが今、そのまま羽田空港まで鉄道で結ばれてしまってるんです。これももう、僕はびっくりしましたけども。成田空港から羽田まで結ばれてしまってる。相互乗入れですから、乗換えなしで行けると。羽田 成田間が直通で93分で、成田と羽田が結ばれてしまってる。

これ、東京都心部と羽田空港の間も、いろいろ、これ、品川 羽田空港が最速14分とか、この空港とこの都市部、これを鉄道で結ぶなんていう話も、東京は東京全体のことを考えて、いろいろ物事を考えてると。

ところが、大阪の場合には、やはり大阪府・大阪市と、これまで分かれてきましたので、関西国際空港と大阪市中心部、この鉄道計画というのものも、なかなか大阪府・大阪府で調整がつかなかったというところが現状です。

今回は、僕と松井知事で何とかこれを、関西国際空港と大阪市内の中心部を鉄道で結ぶ計画を進めようということにしましたが、これも完成するまでに二十数年とか、もっとかかるかもわかりません。そんな状況なんです。

ですから、空港の話とか鉄道の話とか高速道路の話、こういう話は大阪府庁のほうで担当してもらって。今までは、狭い大阪市内のことだけ考えてれば大阪の発展ということも何とかなったのかもわかりませんが、もうそういう時代じゃないだろうと。大阪府全体でこの経済の発展というものを考える時代になったんじゃないかということで、大阪全体の仕事は大阪府庁にゆだねるべきじゃないのかと考えたのが、この特別区設置、いわゆる大阪都構想に至った理由の2つ目です。

そして3つ目が、今度は、今の大阪市内です。住民の皆さんの声をしっかり汲み上げる、そういう役所になってるのかという問題意識。これは、今度は大阪市長の経験として、そういう問題意識を持ちました。これはパンフレットの3ページ。本当に大阪市内、住民の皆さんの声をしっかり聞く役所になってるのか、そういう問題意識を持つようになったんです。

これ、何かと言いますと、大阪市というものは人口260万人なんです。大体267万人です、大阪市の人口。この大阪市の人口と同じぐらいの府県というものが、広島県と京都府ぐらいなんです。47都道府県のうちの12番目・13番目の人口を抱える府県と同じく

らい人口が多い。大阪市というのは、やっぱりすごく人口が多いんです、この267万人というのは。皆さん今まで当たり前のように生活、この大阪市でしていたかと思いきや、市として、市だけじゃなくて府県としても無茶苦茶人口の多い、そういうまちなんです。

この広島県とか京都府、同じ人口。広島県はちょっと多い280万ですが、京都府260万。これだけの人口のあるまち・都市を、どれぐらいの選挙で選ばれた長、選挙で選ばれた長というのは首長(しゅちょう)「首長(くびちょう)」と書きますけども、選挙で選ばれた長がどれぐらいいるかということを見てもらうと、こちらは京都府です。

京都府には、まず府知事が1人います。選挙で選ばれた府知事が1人います。そして、同じくこの大阪市とほぼ同じ人口の260万人の中に、選挙で選ばれる15人の市長と10人の町長、それから1人の村長、要は26人の市町村長がこの260万人のまちの中にいます。これで住民の皆さんの声を聞いていこうと。そういう仕組みになってるわけです。

広島の場合はどうかと言うと、広島も人口285万。その中で、選挙で選ばれた市長は14人いる。町長は9人いる。要は23人の選挙で選ばれた行政のトップが、この広島県の中にはこれだけいます。これ、青が市長、赤が町長ですけど、これ全部、選挙で選ばれた長です。長と名が付く者。選挙で選ばれたと。ここ、町村です。青が市長、赤が町長。これだけの人数の選挙で選ばれた長を置いて、住民の皆さんの声を聞いていこうと。そういう仕組みになってるわけです、京都府とか広島県は。

一方、じゃあ、大阪市はどうなのかと言うと、260万人の人口の中で選挙で選ばれた長は僕1人なんです。「え？そしたら、横に座ってる区長、藤井はどうなの？」と。まあ、平野のために一生懸命やってくれてます。極めて優秀な区長ですけども、でも、選挙で選ばれてないんです。どこまでいっても僕の部下なんです。だから、最後、僕の決定に、これはもう職務として従わなきゃいけないという立場なんです。

さっきの、次の図。こちらの赤や青の、この選挙で選ばれた長というのは、上司はいません。選挙で選ばれるわけですから。最後は選挙で住民の皆さんに選んでもらって落とされる。だから、誰の言うことを最後聞くかと言ったら、住民の言うことを最後聞くという、そういう立場です。僕の立場が今そうです。大阪市長という立場ですけど、別に上司いないわけですから、最後は選挙で落ちるか通るかということだけで自分の方針を決めていくと。ただ、今の平野区長の場合には、選挙で選ばれていませんから、最後の方針決定は大阪市長の決定に従うというふうになってるわけです。

僕は、そこは違うんじゃないかなと。繰返しになりますけど、次の図で、260万人の人口がいる京都府や広島県でも、これだけ多くの選挙で選ばれる長がいるわけですから、やっぱり同じ人口で、大阪市の場合には大阪市長が1人だけいて、この中には選挙で選ばれた長はゼロという状況は、これは住民の皆さんの声をしっかり聞けない。もちろん、住民の皆さんの声を聞くというのは直接話すことだけではなくて、最後は選挙を通じて皆さんは意思表示をするわけです。

僕の場合だったら、僕がやってること、良いか悪いかは、最後、選挙で。だめだったら落とせばいいし、「やれ」ということだったら、また選挙で通してもらいたいし。もちろんこれ、選挙戦になると、考え方の違う候補者が4人も5人も立候補して、最後は有権者である皆さんがどういう方針でいくかは、選挙を通じた1票で決めていくと。まさに皆さんがその方向性を決めていくということになるわけです。今の大阪市の場合には、大阪市長、僕1人ですから、大阪市全体の方針について、皆さんが最後、市長選挙のときに1票を投じると。それしかできないわけです。

でも、「本当にそれでいいの？」と。それで大阪市平野区から、それから、旭区、西成区、東淀川区、淀川区、全部を1つのまとまりと見て、皆さんは大阪市長選挙を通じた意思表示だけしかできない。それで本当に皆さんの声をしっかり汲み取った行政ができるのかという思いがすごく僕の中にあるわけです。

例えば施設を見てもらいたいんですけども、図書館を、例えば大阪市は今1つの塊ということになっていますから、1つの区に1館。図書館は1区1館というふうになってます。

平野区は人口20万ぐらいいましたね。

(藤井平野区長)

はい。10万7,000人です。

(橋下市長)

19万7,000人でも図書館は1館です。福島区は5万人で1館です。全部、1区1館。これで公平を保とうとしてるわけです。ところが東京の場合には、もうそれは、この区というのは平野区とかの区とは違います。

まさに僕が今回この特別区設置、いわゆる大阪都構想というものを提案した、この特別区というものなんですけれども、ここは選挙で区長が選ばれますから、もうそれぞれの区で、数はみんな、住民で決めてもらうわけです。住民で決めると言うよりも、その選挙で選ばれた区長が決めていくわけです。最後は選挙で選ばれるか落とされるかというところで判断されるわけですけども、1区1館とかではなくて、もう自分たちで数を決めてもらうと。

ちょっとこれ、意外に、意外というか、「ああ、やっぱりな」と思ったんですけども、東京都の場合には、都民1人当たりの図書館の本の数が2.9冊。大阪市の場合には、大阪市民1人当たりの図書館の本の数、1.4冊。半分しかないんです、大阪市というのは。非常に本の少ないまち、図書館の少ないまちであるわけです。

「じゃあ、図書館を増やしたらいいじゃないの、橋下」というふうに皆さん思われるかもわかりませんが、これがまた大変で、「平野区にもう1館造る」と言ったら、「東淀川にももう1館造れ」ということになって、また、「西成にも造れ」、「淀川にも造れ」というこ

とで、1区・2館造ろうと思うと、また24区で48館、全部また。1館増やそうと思う24館バーンと増やさないと、なかなか調整ができません。

今、淀川区のほうで、淀川区の榊という区長に「図書館1個造るように計画立ててくれ」という指示を出してるんですけども、じゃあ、淀川区だけ2館にしていいいのかと。どうするんだということの、この調整が大阪市全体でやらなきゃいけないわけです。非常に調整が大変。

でも、この特別区ということになると、後で説明しますが、人口が中央区で、これは東京のほうですけど、12万人とか、4万7,000とか、36万とか、足立区、世田谷区は68万、87万と大きいんですけど、大阪市の260万人よりもはるかにコンパクトな自治体といえますかま、エリアに区切っていて、そういう所の中で、自分たちに何館必要なのかということ、そういうことを自分たちで決めていけると。

僕は、こういう方向でやらないと、住民の皆さんの声をしっかり聞いた行政はできないんじゃないのかなというふうに思う。大阪市の場合には1区1館になってる。それは、東京の場合の特別区というのは、それぞれの区で自分たちで決めているという状況になります。

そのほかの施設。これも、スポーツセンターとか温水プールも1区・1館です、皆さんご存知のように、今、大阪市の場合には、ところが東京の場合には、各区で選挙で選ばれた区長が、もう数についてはそれぞれ自分たちで決めているという状況です。

それから、あと教育の問題もいろいろ僕、問題視してまして、体罰・いじめ、29番。大阪市内、相変わらず体罰・暴力事案とかいじめの事案が、これ、全然落ち着かないんですけども、これです。これだけ数多いんですが、皆さんご存知のとおり、大阪市には教育委員会が1つしかありません、教育委員会が。

小学校・中学校の数が大体合わせて400校ぐらいあるんです。400校ぐらい。この学校を1つの教育委員会が本当に見られるのかと。見れてないんじゃないかという思いがあります。

これは、先ほど市町村長の数、いいですかね？ 京都と。はい。

これで説明したように、「1人の大阪市長で260万人全部、住民の皆さんの声を聞かせんよ」と言ったのと同じように、教育委員会も、例えばこれ、京都府とか広島県というのは、この青色と赤色の市長や町長がいる、ここにそれぞれ1つずつ教育委員会があるわけです。だから、これ、広島県なんかだと23の教育委員会があるんです、中に、もう1つ、この広島県自体にも教育委員会がある。だから、全部で24の教育委員会があるわけ。まあ、これは大阪府も大阪府の教育委員会があるから、中だけを見れば23市町にそれぞれの教育委員会があるわけです、小学校・中学校担当の教育委員会が。京都府の場合でも、京都府の中に小学校・中学校担当の教育委員会が26個あるわけです、京都の場合には。

じゃあ、大阪はどうなのかと。大阪市はどうなのかと言うと、小学校・中学校担当の教育委員会は1つしかないわけです。それで全部の学校を見られるのかと。とてもじゃないけ

ど、見れないんじゃないの？というのが問題意識です。

30 番。大阪市は児童虐待の数もどんどん増えてるんです。これは悲しいことなので、徹底してこれ、対策取っていかなきゃいけないと思います。平野区でも一生懸命頑張ってくれてはいるんですが、こういう状況になってます。

こういう状況の中で、大阪市は児童相談所が1つしかありません。本当にそれで対応できるのかと。今回、僕が2つに増やすということで、2つ目、これ、平野のほうに造るといって今進めておりますが、僕は2つでも足りない。この特別区設置になると、5つの特別区になりますから、それぞれに児童相談所が置かれることになります。ですから、教育委員会も大阪市内に5つになる。児童相談所も5つになります。

児童相談所の場合には、「そんなん、じゃあ、足りないんだったら増やせばいいだけの話やんか」というふうに思われるかもわかりませんが、重要なことは、児童相談所と選挙で選ばれた長がしっかりワンセットになって対応しないといけないということなんです。

今、平野区長がいろいろ児童虐待案件とかそうここと対応はしてくれてるんですけども、やっぱり、難しいところがあって、選挙で選ばれた最終決定権者・最終責任者ではないですから、大阪市役所の全局に平野区長から指示を飛ばすことができないんです、全局に対しても「こうしてくれ、ああしてくれ」ということが。で、どうなるかと言うと、いろんな所と話し合い、話し合いをして、最後、調整がつかなければ大阪市役所、本庁舎、淀屋橋なんですね。僕が仕事をしてる所にやって来て、最後はそこで僕らが、まあ最後は僕が決めて、「こういう方針で」とか「こういう形でやってくれ」ということをやらないといけない。

一番、現場のことを知ってるのは平野区長なわけですから、藤井なわけですから、本当は藤井のほうで決めて各局のほうに指示を出してもらいたいところなんですけども、やっぱりそれは今の大阪市役所の仕組みだとできません。人口19万人と言えば、もう大きいな市並みなんです。普通の田舎に行けば10万人以下の市町村ばかりですから、19万人と言ったら1つの独立した市並みなんです。その長、区長という立場にありながら、自分で全部、指揮ができない、指示ができない。これは違うんじゃないかというふうに思っています。

僕自身が大阪市役所本庁舎、淀屋橋の所で、この平野区の状況を全部把握してるかと言ったら、もうそこまではやっぱり把握し切れません。本来だったら藤井のほうにどんどん指揮を、命令を出してもらいたいんですけども、今の市役所の体制ではちょっとそれができないという状況になってます。それを、特別区設置ということになると、24人の区長が選挙で選ばれるわけではありませんが、大阪市内5つの地域に分けて、僕は1人で大阪市長でやってますけども、少なくとも5人の選挙で選ばれた区長が誕生して、その選挙で選ばれた区長が児童相談所とかいろんな所に指示を出しながら、児童虐待の対応ができるのではないかと。

要は、1人で対応するのと5人で対応するの、どちらのほうが対応としてはいいかということ、そこを考えていただきたいなというふうに思ってます。僕は、やっぱり5人で対応したほうがいいと思ってますけども、特別区設置、いわゆる大阪都構想に反対の人は、「別

にそこは、大阪市長1人でも何とかやれ」ということを言われてるような状況です。

それから、学校の統廃合というところも問題で、31番。今、大阪市内の学校も子どもがどんどん、どんどん少なくなってきて、実は教育環境のことを考えると、1学年2クラス以上というのが理想。理想というか、それは最低限の基準なんです。1学年1クラスを割ってしまいますとクラス替えもできなくなるし、体育祭なんかもうまくやれないとか、いろんな不都合が生じるので、今、大阪市の基準では1学年2クラス以上というものを1つの基準としています。

しかし、その基準に当てはまらない学校。「もうやっぱりこれは、学校2つを1つに合わせなきゃいけないよね」という学校が83校もあるんです。83校もあります。ただ、学校の統廃合というのは簡単に一方的にやるものではないですし、もちろん自分の子どもさんを通わせている保護者とかからすれば、絶対残してほしいと。OBからしても、残してほしいという人たちがたくさんいます。

そういうこともあるので、しっかり住民の皆さんと話し合いをしてこの統廃合を進めていかなきゃいけないんですが、じゃあ統廃合、今、大阪市の現状はどうなってるかと言うと、20年かかって、やっと9校統廃合ができたとか、ここ近年はもう僕が号令をかけて進めているので6校までできてますけど、でも、これ、なかなか進まない。

これは藤井のほうも頑張ってくれてはいるんですけども、やっぱり最後、住民の皆さんと話し合い、直接、最後は話し合って、住民の皆さんが納得しないけど、「ここは何とかお願いします」という話をするのは、やっぱり僕は、ここは最後、選挙で選ばれた区長か、選挙で選ばれてないのか、選挙で選ばれてる・選ばれてないというものは非常に大きな話なのかなと思ってます。

能勢のほうでは、町長が、学校の統廃合をやるのに選挙の争点にしました。賛成・反対がもう分かれてしまって話し合いの收拾がつかなかったんで、学校の統廃合だけを、まあ「だけ」ということではないんですけど、それを大きな争点として選挙で問うたんです。そこで、住民の皆さんに1票投じてもらって、決めて、進めていったというところがあります。

どうしても最後は、話し合いで解決できない場合には、最後、選挙というものをやらざるを得ない。そういう中で、今、大阪市内に大阪市長選挙というものしかありませんけども、それを例えばこの平野区内の学校の統廃合の問題を、大阪市長の選挙の争点には、やっぱりなかなかこれはならない、できないわけです。ですから、特別区の設置ということで大阪市内を5つのエリアに分けて、今よりもコンパクトなエリアの中で選挙というものをしっかりやる、区長選挙というものをしっかりやることで、その地域の課題、どうしても話し合いで解決できない課題、賛否両論分かれてしまってる課題、そういうものは、最後、その地域で、その5つに分けたエリアごとで選挙で決めていくということが非常に重要になるんじゃないかと。まさに住民の皆さんの1票で、どちらの方向性で行くのか決めることができる。それこそが、住民の皆さんの声を反映した行政ができる新しい役所の姿だと僕は考えております。

32番。こういう形で東京23区の場合には、それぞれの選挙で選ばれた区長の場合、いろんな区ごとに独自の政策、これも、良いか悪いかというのは最後は選挙で決めていくということをやっています。

今、いろんなことをやっています。この渋谷区のパートナーシップ条例。これ、最近、話題になりましたけども、同性婚ですか。同性婚を認めるということではなくて、同性のそういうパートナーを証明するというような、そういうことをやろうなんてことを区長さんが言い出して、非常に大変な話題になってるところでありますけど、これも最後は住民の皆さんが、それを良いか悪いかを、まさに住民の皆さんが選挙で決めていくということでも最後、決着をつけるということになってます。

特別区設置、いわゆる大阪都構想を提案した理由の3つ目。僕の、今の大阪府・大阪市の役所の状況の問題意識としての3つ目は、この大阪市内、本当に住民の皆さんの声を細かく聞きながら物事を決められるような、そういう役所の仕組みになってるのか。

保育所・図書館・スポーツ施設、その他施設を造るにしても、今、全部、藤井が決めるわけではなくて、これは大阪市役所、最終的には大阪市長、大阪市役所にいる局が物事を決めていっているわけです。

本当にそれでいいのかと。選挙で選ばれた区長が地域のことを考えて物事を最終決定していく、そういう新しい役所のスタイルにしなければいけないんじゃないか。大阪市内を1つの塊でとらえるんじゃないかと、5つの地域でそれぞれの特徴があるわけです。また、それぞれ5つの地域で住民の皆さんが求めるものもそれぞれ違うでしょう。

ですから、何を、どれぐらいの数、どこに造るのか、どういうことをやるのか、どれぐらいのお金をかけてやるのか。これは、大阪市内を1つの塊として大阪市長選挙で決めていくと言うよりも、大阪市内5つのエリアに分けて、選挙で選ばれる区長5人誕生して、それぞれのエリアごとに、その特色に応じたまちのあり方というものを、最後は選挙を通じて決めていく、そういう新しい大阪の姿にしていかなければいけないんじゃないのかというのが、この大阪都構想を提案した3つ目の理由・目的ということになります。

先ほど大都市局の方から説明させましたけれども、大阪市内を5つのエリアに分けた特別区、それぞれに特徴があります。住まれてる方の年齢の構成だったり、商業地なのかどうかだったり、昼間人口、昼に人口が多いのか、夜の方が人口が多いのか。夜の方が人口が多いというのは、勤め人の人が多いということです。そのまちから昼は出て行ってしまふ、そういうまちなのか。いろんな状況が5つのエリアでそれぞれ違いますので、それぞれのまちに合わせた政策といいますか、まちづくりの方向性、そういうものを選挙で選んだ区長の下で、それぞれ住民の皆さんが選挙を通じて決めていく、そういうことが必要なのではないのかなというような思いで、今回の特別区設置、いわゆる大阪都構想というものを提案したところなんです。

まとめますと、この問題意識、大阪の今の状況の中で、二重行政の問題、それから、莫大なお金をかけた事業が次々と破綻していった問題、それから、大阪を発展させるために

は大阪市という視点で物事を考えるのか、大阪全体で物事を考えるのか、そして最後は、この大阪市内を見たときに、住民の皆さんの意見を、住民の皆さんの声を汲み取りやすい役所はどうあるべきなのか。こういう問題意識の中で、二重行政を解決するために、そして、莫大な税を使った事業の無駄、そういうことを抑えるために、そして、大阪全体を発展させるために、大阪府庁と大阪市役所の仕事の役割分担をきちっと明確化して仕事を整理して、重なるところ、二重になってたところはなくして、そして大阪全体のことを考える新しい大阪府庁というものを誕生させよう。

そして、大阪市内は、住民の皆さんの声をしっかり聞いて、最後、選挙を通じて5つのエリアでまちづくりの方向性をそれぞれ決めてもらうということで、大阪市内に5つの特別区を置くという方法を提案したところです。

僕の問題意識がそもそも間違っているのか、そして、問題意識が正しいとしても、敢えて役所をここまで組み替える必要があるのか。反対側のほうは、僕の問題意識いろいろ、それはそうかもわからないけれども、今の大阪府庁と大阪市役所が話し合いをすれば、二重行政だって解決できるんじゃないか。それから、今の区長だって、もっと住民の皆さんの声を聞いて物事を決める、そういう仕組みを今の大阪市役所の中でもできるんじゃないかと言ってるのが、大阪都構想をいらないと言ってる人たちの考え方です。

これは全部の役所の作り変えをやった場合、この大都市局のほうで説明がありましたけれども、お金の面は、財政推計のところなんです、26ページ。

「お金の面は、それぞれの特別区はきちっと財政的に運営できますよ」という形で数字が出てきています。特別区設置、いわゆる大阪都構想、最初に庁舎の整備だったり、コンピュータのシステムを変えたりするのに600~650億円、そういう経費がかかるといわれています。それはかかります。

ただし、それは、最初にその経費がかかったとしても、しっかりと新しい役所の仕組み、これを作り変える新しいこの役所を運営していくにしても、ちゃんと17年間で2,700億ぐらいの使えるお金が徐々に拡大してくるのではないかという推計もあり、最終的には特別区になって、きちっと財政運営はできる、皆さんに対してサービスの提供がきちっとできる。むしろ、それよりも、このサービスの提供ができるかどうかのということよりも、大阪における二重行政の問題とか、莫大な税を使った事業の失敗の問題、それから、大阪をどう発展させていくのか、それから、大阪市民の皆さんの声をきちっと聞く役所をつくる。そういうことに意味を見出してもらえるのであれば、この特別区設置、大阪都構想というものを、ひとつ容認できることになるのかなと。

ただ、先ほど言いましたように、「いや、それは大阪府庁と大阪市役所が話し合いをやればいいじゃないか」とか「今の区長にだってできるんじゃないの?」という考え方もあるということです。僕自身はもう、役所をやっぱり一から作り直したほうが良いというのが、今、僕の考え方であります。

以上で、大体、概略のほうを説明させてもらいました。ちょっとですね、いろいろと皆

さん、もっとこの話にたどる前に、いろんな疑問あったかと。さっき、質問のところだけざっと。

31 ページですけども、この特別区というものを設置して住民サービスが維持されるのかということですが、これはきちっと住民サービスは維持すると。

さっきの水準です。26 番。パンフレットの 26 ページです。きちっとこういう形でお金のほうには問題がないと。サービス水準というものは下がることはないということが問 1 に書いてます。それから、特別区設置になったとしても、税金や水道料金は高くはなりません。特別区設置になったとしても、地域のコミュニティや地域の行事はなくなりません。特別区設置になったからと言って、今の区役所がなくなることはありません。引き続き、今の区役所で窓口サービスとか、そういうことはします。それから、特別区設置になったことによって、運転免許証や国民健康保険証などの住所変更の手続き、これも基本的にはない形に調整をしていきます。市町村合併のときには、そういう住所変更手続きはありませんので、そういう形で調整をしていきます。

というところが、いわゆる大阪都構想の概略の説明でした。

(司会)

以上で説明は終了いたしました。それでは、これから会場からのご質問にお答えしていきたいというふうに思います。ご質問のある方は、その場で手を上げていただきまして、私のほうで指名させていただきます。その方のお座席の方まで、担当がマイクを持ってまいりますので、それで質問をいただきたいと思います。この説明会はインターネット中継されておりますので、必ずそのマイクを通して質問していただきますようお願いいたします。

なお、本日の質疑内容は、後日すべてホームページで議事録として公開されることとなっております。本日は多くの方のご出席をいただいておりますので、できるだけ多くの方のご質問にお答えしていきたいというふうに考えておりますので、ご質問は簡潔にお願いいたします。

なお、時間が 8 時半までということで限りがございますので、時間がまいりましたら質疑を打ち切らせていただくこともございますので、あらかじめご了承をお願いします。それでは、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

そしたら、一番早く上げていただいた真ん中の帽子の方、お願いします。

(質問者 1)

こんばんは。橋下市長、お忙しい中、本当に。

(橋下市長)

いいえ、こちらこそ。

(質問者 1)

今、ある程度聞かせていただきまして、何とか理解はできたかなと思うんですけども、橋下市長は大阪市長ですね。私たちの代表ですね。

(橋下市長)

はい。

(質問者 1)

市長として、私たち市民のことを考えてくれてるんですね、もちろん第一に。それと、今までいろいろ聞かせてもらったところで、都構想ということで大阪市を5つに分けるといふことなんですけれども、大阪市を5つに分けて、ほかの府はどうなのかなと。そして、大阪市だけを5つに分けて、今、市長が言われたように「選挙で選んで、みんなの住民の声を聞いたらどうや」というのも方法じゃないかなと。

例えば、府と市の二重行政と、橋下市長はおっしゃいましたけれども、これは、僕は思うんですけども、市も府も今、借金を抱えておりますね。借金を抱えてる、それで反対論と賛成論のパンフレットを見させてもらったら、大阪市は 8,000 億円借金を減らしてると。府は 6,000 億円もの借金を増やしとると。その府と一緒に、私たち市民にどんなメリットがあるのかなと思います。それだったら、市だけがそういうふうになり、大阪府全体、府全体のことを考える、それはよくわかります。

でも、それは知事さんだったときに考えるべきで、大阪市長としたら、私たち市民のことを一番に考えてやっていただきたいと。

(橋下市長)

すみません、皆さん、今、質問者の方は実は市民でもあり府民でもあるんです。

(質問者 1)

はい、そうです。そのとおりです。

(橋下市長)

だから、全く別の国の話とかだったらそうなんですけども、大阪市役所だけが良くなっても、大阪府が悪くなっていても、それは質問者の。

(質問者 1)

大阪市が、大阪府の代表として率先して全体をカバーしていくということになれば、別に府の財産を大阪市がかぶることもないかなと。

(橋下市長)

いや、それはかぶるんです。例えば、ちょっとごめんなさい。

(質問者1)

橋下市長、まだまだありますので。

(橋下市長)

ああ、そうですか。

(質問者1)

はい、すみません。いろいろ僕も考えたんですけども、この2つを一緒にして、大阪
市が損をするのではないかなと。僕はね。僕の考えです。僕は大阪市民として今まで市民
税もちゃんと払ってますし、子育てもちゃんとしました。でも、何のメリットもないよう
な気がしてならないんです。僕が60になったときに、フリーパスをもらえるかなと思っ
たら、「もうお金がないから、なしや」と。

せっかく、やっとかさ、ここまで来たときに、もらえるかなと思ったときに「もう、な
い」と。それで今、若い子たちに負の借金を残したらだめだということで、若い子たちに
子ども手当や何やかやと渡しておられます。僕らのときは何もなかったです。

一生懸命働いて、働いて、やっとなんか楽になったなと思ったら、もう税金は上がる、物価は
上がる、給料は下がる。これでまた、600億円、どこかで借金するのかなと。その借金が
17年間で戻ると言われてるこの試算の方法なんですけれども、この試算の方法を、17年間
で二千何百億円で、もうかりますと。その試算の方法が本当にそれで正確かどうか。

例えば、今、WTCやとか、トレードセンターですか、あそこも政策の失敗じゃないで
すか。失敗したツケは全部市民に、市民の税金でまかなってられる。例えば、今の橋下市
長の都構想でやられたときに。

(橋下市長)

ちょっと、ご意見というよりも質問のほうで。

(質問者1)

ああ、すみません。それで、失敗した政策にしても、誰が責任を取るのかなと。誰も責
任を取ってない。市民に負担がかかるばかり。橋下市長の言われるこの都構想、僕たちに
本当にメリットがあるのであれば、僕、賛成します。でも、これ本当に、これ、もし失敗
したら、誰か責任取ってくれるんですか。政令市に戻れますか？

(橋下市長)

まず、政策の失敗だったというところで、じゃあ、大阪市、2番。ごめんなさい、2番のところ。

その政策の失敗というところはあるんですけど、じゃあ、今のままで二度と政策の失敗もうないというふうに言い切れる人は、もう今のままでいいと思うんです。

だから、政策の失敗だというふうに言われて、今後、政策の失敗がないというふうに言い切れる人は敢えて役所を変えなくてもいいですけども、僕はやっぱりそれは、過去失敗したのは将来失敗がないとは言えないので、もう二度と失敗がないように作り直す必要があるんじゃないかというのは僕の問題意識です。

でも、ただ、これは僕の問題意識ですけども、今、質問者の方のように、過去は政策の失敗があったと。で、もう二度と絶対あり得ないというふうに確信をされてるんだったらいいんですけど、僕は大阪市議会議員と大阪市役所をそこまで信用できてないので、だから変えようといった話なんです。

それともう1つは、だから、そこは過去の政策失敗とはおっしゃるとおりですけど、それは今後、その政策の失敗がないように、大きなこういう仕事がもうできない、医療・福祉・教育のほうに仕事を集中するような役所にしていってほしいんじゃないかというのが僕の問題意識。

それと4番。「大阪府と一緒にって損になる、損になる」と言うんですけど、大阪府の借金は皆さんに全部乗っかって来るんです。だから、大阪府から逃れてるわけでも何でもないんです。これはトータルで良くしようという話であって、確かに大阪市の場合には借金は減ってますけども、じゃあ、今までの子ども教育環境が良かったのかと言えばそうではなくて、全国的に普通やってる教育サービスですね、公立中学校の給食だったり、小中学校のエアコンだったり、そういうことをやらずに、単に借金を減らしていったら意味ないんです。

だから、住民サービスをきちっと提供していくためには、今のままでそれでいいと考えるのか、やっぱり役所を作り直して、二度と政策の失敗がないように、税の無駄遣いがないように役所を作り変えるのかということと、もう1つは、今のままで住民の皆さんが「いや、もう役所、大阪市役所、我々の声をよく聞いてくれてるよ」というふうにもう納得されてるのであれば、今のままでいいと思うんです。

ただ、僕はやっぱり260万人の住民の皆さん、本当に皆さんの声をしっかり聞ける役所になってるかと言えば、僕はそう感じてないので役所を作り直さなきゃいけないというふうに思ってるわけで、もし、お宅様が「もう、今のままで満足だ」ということであれば、それはそれでいいとは思いますが。

もう1つは、敬老パスの話とかもいろいろ言われました。確かにそうなんです。これが重要なんですけども、いろいろ皆さん、役所のほうからいろんなサービスを受けたいということは、もちろんそれはおっしゃるとおりなんですけども、例えばですけども敬老パス、

あれ、ただじゃないんです。70歳以上の方が使われた料金を、20代・30代・40代・50代・60代の方の税金で肩代わりして払ってるんです。その額、年間90億円です。

これがずっともつかと言え、全国の中で敬老パス、完全無料でやってたのは大阪市だけだったんです。だから、やっぱりこれは一部負担をもらわないと、とてもじゃないけど、もうもたないし、大阪府の中で敬老パスなんかやってるのも大阪市だけなんです。

ただ、僕は皆さんに「我慢してください、我慢してください」と言うつもりはありませんが、これからの時代、こういうことになります。皆さんに「何でもかんでも、あれもやります、これもやります」なんてことはもうできなくなります。だから、皆さんで必要なものは増やす、「でも、これは我慢しよう、これは削っていこう」という判断をこれから皆さんでやらなきゃいけないんです、これからの時代ですね。

今までの政治家というのは、選挙を前にして「あれやります、これやります」ばかりでしたけども、必要なものは増やして、「これは、やっぱり我慢しよう」と。さっき言いました、図書館がすごく足りない。でも、足りないからと言ってバンバン造るわけにはいきません。どこかからお金を持って来なきゃいけない。我慢しなきゃいけない。そのときに、今の大阪市という単位1つで大阪市長がその調整を、平野の皆さんは、例えばですけども図書館をすごく求めている。例えばですよ、例えですよ。敬老パスのほうは我慢する。でも、これが東淀川区のほうに行ったら、「いや、敬老パスは絶対やってくれ。図書館はいらなから」という住民の皆さんがいるかもわからない。

この調整を大阪市役所という、この1つの大きな自治体を抱えてる大阪市役所で、全地域の調整をするのはもう不可能だと。ですから、高度成長時代、「何かこれを1つやろう」と決めて、みんな大阪市内、全部1つのことを同じようにやってればいい時代と違って、「これは増やすけれども、これを我慢する」ということを、その調整をやらなきゃいけない時代に入ってきたときに、5つのエリアに分けて、選挙で選ばれた区長5人がそれぞれの地域の中でその住民が求めているものといらないものの調整をやっていくことのほうが、そちらのほうが、より調整がやりやすいんじゃないかというふうに考えたわけなんです。

確かに、これは政治が悪いんです。僕の責任もあります。国政政党のほうも関与してまずいので、皆さんに増税やら負担ばかりお願いして、満足できるような世の中にしないということは、それはもう申し訳ないと思ってますけれども、ただ、何でもかんでも求められるような時代ではなくなってくるので、やっぱり必要なものとそうでないものの調整を、どっちのほうがやりやすいかという視点で考えてもらえたらなと思うんですけども。

(質問者1)

すみません、最後に1つだけですけれども、ある程度理解は。

(橋下市長)

あ、そうですね、すみません。大阪府も良くしていきましょうよ。

(質問者 1)

私も、今の行政がこれで良いんだと言うつもりは毛頭ないです。ただ、大阪市民として、僕らがここに住んでる立場からして大変な問題なので、市長も忙しいと思うんですけども、今、この3回で、何日間かずっとやられて、1日3回やられてるんですけども、これで260、270万人ですか、の意見が聞けるかと言うたら、まず到底無理やと。できたらもう少し、反対派の意見もあるし賛成派の意見もあると。その辺はもっと橋下市長ならできると思うんです。いろいろな話を聞いていただく。いろいろな意見を。

別に、橋下市長が良いとか悪いとかというのは、もう皆さん個々それぞれの判断ですけども、ええ・悪い、もう。

(橋下市長)

すみません、ご意見わかりました。しっかりやります。ただ、これ39回やるというのももう精一杯のところ、やっぱり人口が多過ぎて、本当は5つぐらいのエリアになれば、選挙で選ばれた長がもっと住民の皆さんに説明会できるんですけど、267万人もいますから、やっぱりちょっと限界があるということもご理解いただきたいと思ってます。

(司会)

すみません、次の方、お願いします。そしたら、後ろの方。

(質問者 2)

失礼します。正直、僕は本当に今日の話で疑問に思うことがものすごく増えてまして。皆さん、どう感じはったのか。例えばの話、8ページの所に、これ、特別区の議員数の定数と書いてあって、この南区の場合23人となって、この数字は現在の市会議員を区ごとに振っただけの数字ですよ？

(橋下市長)

そうです、はい。

(質問者 2)

これ、南区69万というと、中核都市の高槻市と、それから八尾市と交野を合わせたぐらいですね。県で言いますと、多分、島根県とか鳥取県よりもはるかに大きな規模ですよ。鳥取県なんか、県会議員は三十数名いますね。その下の市町村議員見てたら、200人近くいてるはずですよ。高槻と、例えば八尾と交野の市会議員を合わせただけで100人になりますね。

それで、あなたは、タウンミーティングも聞かせてもらって、「あれ？」と思ったのは、

「こんな数人でいいんですよ、お金かけなくて。議会もいりませんよ。会議室でやってほしい」なんて言い合ったでしょ？

(橋下市長)

はい？

(質問者2)

「会議室で議事やったらよろしいじゃないですか」というふうに言っていましたね。「ええ？」と思って家へ帰って調べたら、これ、規模からいうたら、ものすごいずさんな答えやと。この数のやり方もあれやし、これ、阿倍野区役所、改訂して成り立ちますか。議会も置かなあかん、当局も、教育委員会も新たに置かなあかん。ものすごい大きな規模なりますよ。これ、鳥取県庁のイメージだけでも考えていただいてもわかりますけど、現有の区役所あって、これもやって、大体、1つのやつを分割して安上がりにつくという発想は、僕からすれば信じられない。必ず金かかりますよ。

だからこそ、例えば美原町でも、わざわざ堺市、合流しましたやん。政令市のほうが得なことになるんです。なぜ政令市が得かと言ったら、自治権があってさまざまなことが住民直結でできるからであって、この南区、そのまま言ったら、これ、政令指定都市ですやんか、69万やったら。

ところが、これ、中核都市以下です。権限、何もありませんやんか。そういう部分をもっと議論しないと。今日の話で、例えば広島の話や京都の話も例に出しましたけど、京都市なんか、財政的規模で言ったら、京都府と京都市いうか、京都市のほうが1.3倍大きいし、それから、技術や何やら言うとな、京都市のほうがものすごく大きいでしょ？

(司会)

すみません、ちょっとまとめていただけますか。

(橋下市長)

質問にさせていただきます？

(質問者2)

私、あなたともっと議論したいけれども、問題点がありすぎますよ。それを、私が例えば、「金かかり過ぎ違いますか」と言うことだけで「あれー？」と言って、初めて聞いた人は多いと思いますから。

(橋下市長)

じゃあ、よろしいですか。ちょっと答えさせてもらいます、すみません。ですから、今

みたいな考え方の人は、もう特別区設置はいらぬという話になると思うんです、今の大阪市という枠組みでやっていけばいいという人は。

ただ、過去の失敗、何百億円の失敗というもの、あれがもう将来絶対ないというふうに確信してる人は、まあそうなのでしょう。僕はそれが確信できないということです。過去、何百億・何千億円の失敗というものをやったわけですから。なぜそれが将来絶対に起きないのか、なぜそこまで信頼できるのかがちょっとわからないなというところと、あと、議員の話は、実は議員は今も、この南区とか平野区とか東住吉区や住吉区の議員23名でやってるわけです。今もやってるわけです。大阪市役所の仕事を整理して、いわゆる大阪府に移す仕事が出て来るわけですから、今よりも議員の負担は軽くなるわけです。

僕はここで、多分、今の質問者の方との決定的な考え方の違いだと思うんですが、僕は議員の数、日本で大整理しなきゃいけないと思ってます。今回の地方選挙でも2割、20～30%、都道府県とか市町村で、無投票でもう当選してしまってるわけです。これはおかしい話で、やっぱりインターネットも出来て、メールもあり、いろんな通信手段も出来るわけですから、もちろん住民の皆さんの声を聞くという役割は重要ですけども、今でも、今の人数と変わらない人数なわけです、南区の議員は。これで「少ない、少ない」と言っても、今もそれでやってて。

むしろ今は、それに今の大阪市役所、住民の皆さんの身近なサービス以外に大阪府の仕事と同じような仕事もやってるということで、もう機能してない訳です。そうであれば仕事をちょっと、大阪府と同じような仕事は大阪府庁に移せば、議員のほうは身軽になるということです。

(質問者2)

なんか、ちょっと説明うまくしてないから、ちょっと言わせて。

(橋下市長)

どうぞ、どうぞ。

(質問者2)

府行政と違って単独の市になると、さまざまな府独自にやらなければいけないことが出て来ます。例えば病院の。

(橋下市長)

もうわかりました。ちょっと、ごめんなさい。その説明は、もう今僕が説明したので、また別の所で。今日は大変申し訳ないんですけど、反対の方が僕を説得する場ではないので、説明をさせてもらって、あとは賛成・反対をそれぞれの皆さんで決めていただいたら結構ですから、すみません。

大阪市役所に、先ほど言われたようなさまざまな機能があります。今の淀屋橋、中之島にさまざまな機能がありますけども、それを淀屋橋よりも、もっと皆さんの近くにきちっと持って来ようと。パンフレットの18ページにありますけども、今現在の24の区役所、18ページの右側です。こちらでも結構です。

今の区役所というのは、こういう窓口機能をやってる区役所なんです。ここに、今、大阪市役所でやってるさまざま、今、質問者の方がおっしゃった独立した機能をもっと皆さんの身近な所に持って来て、これからの区役所はこういう区役所にして、選挙で選ばれた区長の下にどんどん指示を出しながら、児童虐待の問題だって、まあ教育委員会は指示は出せませんが、ここに教育委員会も入ってきます。それから、危機管理の部署も入ってきます。

今、大阪市役所で全部1つでやってるものを、5つのエリアで独立してそういうことをやってもらいましょうということです。

(司会)

すみません、ちょっと時間も来ましたので、あとお1人だけご質問を受けたいと思います。すみません。

(橋下市長)

質問できなかつた方は、紙様式、問いません。紙に書いていただいて、平野区役所のほうに出していただければ、回答をきちっとさせていただきます。

(司会)

こちらの女性の方。

(橋下市長)

あとお一方と若い方という。もう、あと、じゃあ最後、ええ。ちょっと、先、こちらで。

(質問者3)

2年前ですか、つい先日のように記憶しています。鮮明に記憶しています。高島屋の集まりで、「私は大阪市長に立候補いたしました橋下徹でございます。大阪の、もう夕張に続いて、億じゃないですよ、皆様。兆という赤字を抱えていますので、今日はただただやってきました」それでも鮮明に記憶しています、ついこの間のように。それから去年ですか、辞めると言われて、また6億円ですか、そのお金がちょっとクエスチョンマーク。

それで、今、生活保護者、日本中で大阪市が一番、生活保護者が。私、納得できないのは、パチンコで5万も6万も使って、そんなのが毎日パチンコに明け暮れて、夜になるとスナックに行ったり。そんなおかしなお金を使って、なんで生活保護。私には納得できない

い。区役所に行って、ケースワーカーに言いましたら。

(橋下市長)

いや、ちょっと自分は生活保護の対応もしっかりやってます。今、大阪市、生活保護の支給額は止めたので、むしろ毎年、去年、それからその前と、今、下げて、もう下がってます。不正受給には厳しくやってますから、そこはご理解ください。

(質問者3)

多いんです、大阪は。それで、栄養失調の方。そういう人に生活保護をもうちょっと。

(橋下市長)

わかりました。しっかり対応していきますので。生活保護の不正受給はもう厳しくやっています。

(司会)

すみません、最後は、この若い方。

(質問者4)

3、4ページ、パンフレットの。5つの特別区という形で書いてあって、これ、さっき260万、広島県と同じぐらいの人数で、今やったら。

(橋下市長)

僕1人だけでもと。

(質問者4)

だから、意見が違うなんていうふうなことを聞いたんですけども、確かに5人になったほうが、さすがにやっぱり分けた方が吸上げが早くなるのは分かるのですが、住民のサービスなんですけども、それを5区に分けたら、その独自に分かれたそれぞれに合ったニーズになるんですけども、これも心配していて、南区ではこういう、あるサービスがある。でも、北区ではない、そういうふうな、何か出て来たときに、何かなれへんのかな、そういう部分は何か考えてるんですか。

(橋下市長)

いや、おっしゃったとおりで、これ、また反対意見も付けてますのでご覧になっていただきたいと思います。各區でそれを、別々になることを悪ととらえるのか、いや、そ

れは住民ニーズに応じて、きちっとそれぞれの区が特色を出してるととらえるのかの違いだと思います。

僕は、大阪市内を一律にするのはやっぱり違うと思います。高齢者の多い所と、それから、商業、まあ商店が多い所、そこでやることが変わってくる。ただ、言えることは、ちょっとこの反対意見の所も見ていただきたいんですが、反対の人たちは、特別区を設置するとお金がなくなるというふうに言うんですけども、これはなくなりません。

先ほど示したとおり、計算式できちっと示しましたけれども、お金がなくなる、どこかに取られるということはありません。ただ、先ほど言いましたけど、一部の仕事は、今まで大阪全体に関わる仕事を、大阪市役所がやってた仕事を大阪府に移しますから、仕事と一緒にお金も移る。これは、今まで大阪市役所が消防の仕事をやってた、大阪市役所が地下鉄の仕事をやってた、大阪市役所が大学の仕事をやってたのを、そのまま今度は大阪府庁が大学の仕事をやる、消防の仕事をやる、地下鉄の仕事をやるということで、仕事の担当者が替わることだけですから、皆さんのお金が吸い上げられるなんてことはありません。医療・福祉・教育のサービス部分のお金はしっかりと確保してます。

あとは、各区で住民の皆さんがどういうサービスに重点を置くのか、どういうサービスはちょっと絞って、こっちのサービスをちょっと膨らまそうと。さっき言ったように、図書館を多くする代わりにプールはちょっと減らそうとか、これは各区で違って当たり前。東京もみんな各区で違うので、これは何も大阪市全体で一律にすべきではないというのが僕の考え方。反対の人たちは、それは「各区で差が出る、差が出る」と言うんですけど、それは差というよりも特色だというふうに考えています。

それから、先ほども言いましたけども、600億円のお金が最初にかかるというふうに言われますけども、これは後で財政運営上、きちっとそれは吸収、まあ回収ができるということになってます。

あと、特にこのサービスというところで、各区長の判断によって事業が廃止・見直しされます。これが、この反対意見の中で、敬老パスとか保育料とか中学校給食とか、そういうことが見直しされる、見直しされると言うんですけども、これからは常に見直しをやっていく時代に入ります。

これから、もうどんどん、どんどん皆さんのサービスが増える、増える、増えるなんてことはもうあり得ません。それをやるんだったら、増税、増税、増税をやっていかなきゃいけませんから、どう見直していくのか。

住民の皆さんの声を聞いて、僕はやっぱりいろんなことで反発を受けました。批判も受けてます。敬老パスの問題はじめ、もう皆さんにいろいろご迷惑をおかけしてますけれども、でも、お金がない以上は見直しを何かでやっていって、子どもたちの小学校・中学校にクーラーが付いてないんだったら、そこを増やすとか。

ただ、これを大阪市全体でやるのか、さっき質問者の方が言われた各区5つに分かれて、それぞれで決めてもらうほうが、よりこの見直し・調整がやりやすいのか、ここの考え方

の違いなんです。

(質問者4)

僕が思ったのは、5つに分かれて、ある程度バラバラでもいいと思うんですけども。

(橋下市長)

お金の額は変わらないようにしてます、総額はみんな。

(質問者4)

はい、それもわかるんですけど、最低基準的なサービスってあるじゃないですか。そういう部分は、常に。。

(橋下市長)

それは、最低部分のサービスは、今見てください。全国の都道府県も、大阪府内の市町村も、みんな選挙で選ばれてますけども、最低限はやっぱりみんな維持してますよね。それまで崩してしまったら、選挙落ちちゃいますから。だから、それはやっぱり選挙というのはそういうことであって、最低限のものは、みんななどの市町村も、例えば今、子ども乳幼児医療費助成というものをやっていますけども、大阪市がバーンと中学校3年まで拡大したら、周りもみんな拡大してきました、周りの市町村。

そういう形で、やっぱり選挙というものがあるので、住民の皆さんに嫌われれば落とされてしまうわけです。だから、ここで反対の人たちは、各区長の判断によって悪くなるみたいなことを言いますが、それは悪くなること、選挙だってあるわけで、それはできません。

あとは、どういう形で組合せをしていくか、どこを増やしてどこを削るかということ、もっとていねいに大阪市内で5つのエリアに分かれてやろうというのが僕の考え方だし、反対派の人たちは、「いや、もうそんな5つに分かれる必要はない。1つの塊で考えればいい」というのが反対派の人たちの考え方ですね。

あとはもう、反対派の意見の人たちは、先ほどちょっと質問者の方が言われましたけども、「大阪府が、大阪府が」ということをよく言われるんですが、やっぱり市民の皆さんは府民でもありますので、トータルで大阪府庁と大阪市役所が良くなないと、大阪市役所のことばかり考えても不幸になってしまうというのが僕の考え方です。大阪トータルで、大阪府庁・大阪市役所を何とか直していくという考え方です。

(司会)

そうしましたら、質疑は以上とさせていただきます。時間の都合で申し訳ございませんが、ここで質疑のほうは終了とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(橋下市長)

本当にすみません。時間の関係で、2時間という限られた時間で不十分だったと思えますけども、まだ39回いろいろ回りますので、足りなければまたご来場いただければと思いますし、質問をどうしてもという方は、紙様式問いませんので、書いていただいて区役所に集めればきちっと回答するように、ちょっと仕組みは明日考えますので、全部答えられずにすみません。

ちょっとお聞かせ願いますかね？「まださっぱりわからんわ」という人。正直、手上げていただけますか。「さっぱりわからん」という人。

ああ、そうですか。すみません。「まだ、ようわからんわ」という人はどれぐらいいらっしゃいますか。あ、そうですか。わかりました。ありがとうございました。

(司会)

次に、説明会終了にあたりまして、お願いとお知らせを申し上げます。

(橋下市長)

本当に夜分遅くありがとうございました。5月17日、貴重な、本当に重要な皆さんの選択にかかっております。またできる限り説明を尽くしていきたいと思っておりますので、もしまだ足りないということであれば、ご参加いただければと思います。本当に長時間、どうもありがとうございました。

(司会)

説明会終了にあたりまして、お願いとお知らせを申し上げます。

本日お配りしました資料につきましては、お忘れにならないよう必ずお持ち帰りください。住民投票は5月17日日曜日でございます。大切な1票ですので、必ず投票してください。住民説明会は、他の会場の説明会もユーストリームネット中継以下、および全区役所でも中継しております。もう一度説明を聞きたい、ほかの会場の質疑応答をご覧になりたいという方は、そちらの方法をご利用ください。

それでは、本日はこれをもって特別区設置協定書についての住民説明会を終了させていただきます。長時間ありがとうございます。お忘れ物のないよう、お座席の周りをもう一度ご確認の上、スタッフの誘導に従ってご退場いただきますようによろしく願いいたします。傘のお忘れ物などないように、座席の周りを確認いただいて、よろしく願いいたします。